

3 練教教指第 4 0 4 号
令和 3 年 4 月 2 6 日

練馬区立幼稚園長 様
練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会教育振興部
教育指導課長 谷口 雄磨
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

東京都において、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、各学校におかれましては、マスクの着用、可能な限り身体的距離(少なくとも1メートル程度)の確保、活動場所の十分な換気、活動前後の手洗いや手指消毒等の基本感染予防対策を改めて徹底するとともに、緊急事態宣言解除の日までの対応として、下記のことにご留意いただくようお願いいたします。

記

1 教育課程に位置づく学習活動について

感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高まる学習活動は行わない。

(例)

- ・ 近距離で行うグループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダーや鍵盤ハーモニカ等)を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動
- ・ 児童生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・ 異学年の児童生徒の交流を伴う活動

2 部活動について

原則、中止とする。

ただし、東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が、宣言期間中に実施される場合は、参加することは可とする。

また、上記大会等が予定されており、宣言期間中においても活動が必要であると校長が判断する場合、校内における活動のみ、短時間を前提として、感染予防対策を十分講じた上で実施可とする。合同練習・練習試合等は延期または中止する。

なお、上記「1 教育課程に位置づく学習活動について」に記載の活動は部活動においては実施可とするが、活動する施設環境や部員規模に応じた感染予防対策を講ずるとともに、生徒や保護者に対し感染予防対策等について十分説明を行うこととする。

3 学校行事等について

(1) 児童生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、公共交通機関を利用して行う校外学習は延期または中止する。

(2) 原則、学校公開は中止する。

※保護者会や作品展示会等を実施する場合は、学校規模等および施設環境に応じた感染防止対策を徹底する。

4 その他

(1) 本通知に示した内容以外の感染予防対策については、「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン第三改訂版」に準ずる。

(2) まん延防止等重点措置が適用中であることを踏まえ、引き続き、都県境をまたぐ校外学習は延期または中止する。

【問い合わせ】

教育指導課 指導主事

電話 5984-5759